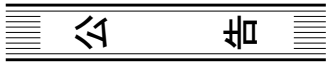


〃	〃	〃	長	野	15—4	山	辺	〃	〃	〃
〃	〃	〃	長	野	16—2	南	大	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	5—2	金	峰	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	6—1	川	浦	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	6—2	塩	山	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	7—3	甲	府	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	9—1	ハ	ケ	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	9—2	谷	戸	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	9—3	ハ	ケ	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	9—4	小	淵	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	11—3	夜	叉	〃	〃	〃
備考 地図の刊行日 令和8年8月1日										



語 彙 項

金融商品取引業者営業保証金
取戻し公告

- 金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第3号）第14条第2項の規定により次のように公示する。
- 1．供託者の商号 株式会社リーブル
 - 2．住所 滋賀県近江八幡市中村町10番地7—101
 - 3．代表者の氏名 坂本 彰
 - 4．取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円
 - 5．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第356号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和9年1月31日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督第二課に提出されたい。
 - 6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
- 令和8年7月31日

近畿財務局長心得 宮尾 英志

迫川上流土地改良区の定款変更の認可の公告

- 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項、第124条及び第136条の4の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から申請のあった定款変更は、令和8年5月27日認可したので、同法第30条第3項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。
- 令和8年7月31日
- 東北農政局長 永井 春信

公 示 送 達

行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定により、同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年7月31日

国土交通大臣 金子 恭之

送達を受けるべき者の住所及び氏名

- (1) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都北区赤羽南1—24—13藤ノ木荘202
氏名 高須 満
- (2) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都北区赤羽南1—23—9
氏名 内山 光枝
- (3) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都北区赤羽南2—15—11
氏名 猪股 新蔵
- (4) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都北区赤羽南2—15—11
氏名 境野 勲
- (5) 審査請求人
審査請求書記載の住所
埼玉県蕨市北町1—6—6
氏名 松村 育英
- (6) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都北区赤羽2—18—12
氏名 安田 洸太
- (7) 審査請求人
審査請求書記載の住所
埼玉県さいたま市見沼区春野1—1—9
氏名 松村 祐成

- (8) 審査請求人
審査請求書記載の住所
埼玉県さいたま市見沼区春野1—1—9
氏名 松村 真澄
 - (9) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都北区神谷1—18—2—203
氏名 林 利広
 - (10) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都北区王子5—2—1—727
氏名 渡辺 正和
 - (11) 審査請求人
審査請求書記載の住所
埼玉県さいたま市見沼区春野1—1—9
氏名 松村 慶多
 - (12) 審査請求人
審査請求書記載の住所
埼玉県さいたま市見沼区春野1—1—9
氏名 松村 里菜
審査請求人から提出のあった、平成28年2月15日付け都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定に基づく認可（平成28年3月15日付け関東地方整備局告示第67号）に対する審査請求について、令和8年2月20日付けで裁決をしたが、審査請求人に裁決書の謄本を送付できない。よって、当該裁決書の謄本は、当審査庁（国土交通省都市局街路交通施設課）において保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は当審査庁に連絡の上、受領されたい。
- 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**
- 次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。
- 令和8年（家）第40196号
- 札幌市北区篠路町福移114番34
申立人 株式会社KANAZAWA Construction machinery
本籍北海道札幌市白石区菊水9条3丁目11番地2
最後の住所北海道江別市文京台27番地の13
死亡の場所北海道苫小牧市
死亡年月日令和7年5月19日

出生の場所北海道札幌市豊平区
出生年月日昭和57年10月27日
職業会社役員 被相続人 亡 金澤 誠
札幌市中央区南1条西10丁目南大通ビルアネックス6階 田中・渡辺法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡邊 宙
催告期間満了日 令和9年3月12日
札幌家庭裁判所

令和8年（家）第435号

奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目9番13—505号
申立人 特定非営利活動法人権利擁護支援センターなつぼし
本籍奈良県生駒郡三郷町立野南1丁目2155番地最後の住所奈良県生駒郡三郷町信貴南畑1丁目1番1号
死亡の場所奈良県大和郡山市
死亡年月日令和7年12月27日
出生の場所鹿児島県鹿児島市
出生年月日昭和9年6月25日
職業 無職 被相続人 亡 吉田 喜子
奈良市小西町9番地川村ビル4階平城総合法律事務所
相続財産清算人 川真田 リエ
催告期間満了日 令和9年3月14日
奈良家庭裁判所

令和8年（家）第80149号

埼玉県川口市本町三丁目6番3号
申立人 ライオンズマンション川口本町第2管理組合
本籍栃木県宇都宮市鑑山町1044番地最後の住所埼玉県川口市本町3丁目6番3—706号 ライオンズマンション本町第2
死亡の場所埼玉県川口市
死亡年月日令和6年6月21日ころから30日ころまでの間
出生の場所栃木県芳賀郡清原村
出生年月日昭和26年2月10日
職業不明 被相続人 亡 小川 徹夫
事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂1—2—1エイバックスタワー浦和 中央館204号室
久保村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 久保村 康史
催告期間満了日 令和9年3月14日
さいたま家庭裁判所